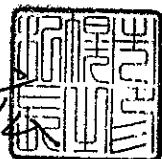


札幌市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元亮



札幌市条例第15号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「7, 773人」を「7, 801人」に、「1, 509人」を「1, 537人」に改め、同号イ中「1, 104人」を「1, 109人」に改め、同号エ中「556人」を「557人」に改め、同号カ中「451人」を「448人」に改め、同条第3号ア中「296人」を「299人」に改め、同号イ中「9, 788人」を「9, 856人」に改め、同条第8号中「1, 733人」を「1, 745人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。